

事 務 連 絡  
令和 4 年 9 月 9 日

各部局等の事務（部）長 殿

学務部学生支援課長 宮 家 康 浩

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について（通知）  
（第10版修正）

新型コロナウイルス感染症への本学の対応については、令和4年8月2日付け理事・副学長名による「学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について（第10版）」にてお知らせしているところです。

この度、令和4年9月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事務連絡に基づき、同通知の一部について下記のとおり修正しましたのでお知らせいたします。

記

【修正点】

- 別記様式1記載の療養期間の変更
- 別添2「濃厚接触者の待機期間等フローチャート（※北大病院除く）」記載の療養期間の変更及び文言の修正

【担当】

学務部学生支援課学生総合担当

内 線：7533、7460、7454

E-mail：gakusei@academic.hokudai.ac.jp

## 学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応 (令和4年9月9日現在)

### 1. 学生が罹患等した場合の対応について

#### (1) 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」とする。

#### 出席停止の判断の目安

(厚生労働省ホームページ「相談・受診の目安」\*より)

- ① 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ② 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ③ 重症化しやすい者\*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

\* 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者

- ④ 上記以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

\* 厚生労働省ホームページ(国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症))

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

#### (2) 出席停止の期間

- ・ 上記(1)①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合  
出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により「治癒するまで」とする。
- ・ 上記(1)②～④の場合  
保健所等の相談窓口へ相談するとともに、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は治癒するまでとする。それ以外の場合は症状が治まるまでとする。

#### (3) 出席停止期間中の取扱いについて

出席停止により欠席した授業科目については、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど、適切な配慮を行うこと。また、学生が快復し登校した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けさせること。

\* オンライン授業については、当該学生の体調等に支障が無い場合は、出席停止期間中であっても学生の判断により受講することは可能。

#### (4) 罹患等した場合の報告

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した等、(1)①～④に該当した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話又は電子メールにより、所属部局の事務部に報告させること。

また、報告を受けた事務部は、学務部学生支援課学生総合担当に対して別記様式1をパスワード設定のうえ、電子メールにより報告すること。

なお、別記様式1の記載事項は、機微な個人情報であることから、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程(平成17年海大達第65号)に則り、適正に管理すること。

- (5) 学生から報告を受けた事務部は、当該学生の履修状況を確認のうえ、該当する授業担当教員へ「出席停止」となることを連絡すること。

## 2. 学生が濃厚接触者等になった場合の対応について

本学の学生が、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者等となった場合の取扱いは、以下のとおりとする。

### (1) 対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づき行政が実施する積極的疫学調査の結果、濃厚接触者<sup>\*1</sup>とされた者
  - ② 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）により、陽性者と接触したことが確認された者のうち、発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状があり、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）に表示される「受診・相談センター」へ相談した結果、同センターが指定する医療機関への受診又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を指示された者
  - ③ 陽性者への聞き取りにおいて、陽性者の接触状況から、濃厚接触者に該当すると思われる者
- なお、濃厚接触者の特定にあたっては、別添「濃厚接触者の定義について」を参考に判断し、陽性者自身が濃厚接触者に該当する者へ今後の対応について連絡するよう指示すること。
- ④ 上記①～③に準ずる者として部局等の長が部局内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者

※ 濃厚接触者等となった場合の取扱いについては、別添2「濃厚接触者の待機期間等フローチャート」を参照すること。

### (2) 出席停止

上記2.(1)に該当する者は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止とする。

### (3) 出席停止の期間

- ① 上記2.(1)①、③及び④に掲げる者

濃厚接触者の待機期間は、感染者との最終接触日の翌日から5日間とする。なお、同一世帯内で感染者が発生した場合は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を

講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間とする。ただし、待機期間の2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（自費検査、体外診断用医薬品を必ず用いること）で陰性を確認した場合は、3日目から出席停止の解除を可能とする。

② 上記2.（1）②に掲げる者

医療機関への受診又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を指示された日から、医療機関又はPCR検査センターでの検査により新型コロナウイルス感染症に罹患していないことが明らかとなった日又は症状が喪失した日のいずれか遅い日までとする。

（4）出席停止期間中の取扱いについて

出席停止により欠席した授業科目については、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど、適切な配慮を行うこと。また、学生が快復し登校した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けさせること。

※ オンライン授業については、当該学生の体調等に支障が無い場合は、出席停止期間中であっても学生の判断により受講することは可能。

（5）濃厚接触者等があった場合の報告

上記2.（1）に該当した場合には、所定事項について濃厚接触者等となった者に確認の上、別記様式2を作成すること。

なお、別記様式2の記載事項は、機微な個人情報であることから、国立大学法人北海道大学個人情報管理規程(平成17年海大達第65号)に則り、適正に管理すること。

また、当該学生の履修状況を確認のうえ、該当する授業担当教員へ「出席停止」となることを連絡すること。

（6）出席停止中の健康観察

出席停止の初日から7日間は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払わせ、発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状が現れた場合には、医療機関又は保健所等の相談窓口<sup>\*2</sup>に相談するよう指示すること。

※1 「濃厚接触者」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者
- ② 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※2「相談窓口」は、北海道、札幌市又は居住地の自治体のホームページを参照のこと。

[参考：北海道のホームページ]

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/koronasoudantoiawase.html>

【相談窓口】	電話番号	開設時間
◆札幌市保健所 (新型コロナウイルス一般相談窓口)	0570-085-789	9時00分～21時00分 (土日祝も含む)
◆旭川市保健所	0166-25-1201	24時間
◆函館市受診・相談センター	0120-568-019 (フリーダイヤル)	24時間
◆小樽市発熱者相談センター	0570-080185	24時間
*上記以外にお住まいの方		
◆北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター	0120-501-507 (フリーダイヤル)	24時間

札幌市「救急安心センターさっぽろ」(体調不良時の電話連絡先)

「#7119」(毎日24時間開設)

### **3. 「1. 学生が罹患等した場合」又は「2. 学生が濃厚接触者等になった場合」以外の事由による出席停止について**

上記「1.」及び「2.」には該当しないものの、部局等の長が、学内における感染拡大防止のため特別な事由があると判断した場合は、必要と認める期間、対象となる学生を出席停止とすることができる。

(例：濃厚接触者には認定されないが保健所の指導により PCR 検査を受ける者について、必要と認める期間、出席停止とする。)

なお、学生寮及び課外活動等、部局横断的に感染拡大の可能性がある場合は、教育担当理事が出席停止の指示を行うことができる。この場合、速やかに関係部局に対して適切かつ必要な情報提供を行うこととする。

#### (1) 出席停止期間中の取扱いについて

出席停止により欠席した授業科目の取扱いについては、上記2. (4) に準ずるものとする。

#### (2) 出席停止を指示した場合の報告

学生支援課学生総合担当への報告は原則不要とする。

なお、当該学生の履修状況を確認のうえ、該当する授業担当教員へ「出席停止」となることを連絡すること。

#### (3) 出席停止中の健康観察

出席停止の初日から7日間は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康上状態に注意を払わせ、発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状が現れた場合には、医療機関又は保健所等の相談窓口（上記※2）に相談するよう指示すること。

### **4. 学生に対する周知事項**

上記「1.」及び「2.」の対応を踏まえ、別添「学生のみなさんへ 新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について」により周知願います。

### **5. 教員に対する周知事項**

学生に対しては、「4.」のとおり周知することとしているので、出席停止により授業を欠席した学生がいた場合は、レポート・追試験等の代替措置をとるなど、適切な配慮を講じるよう周知願います。

## 報告書（罹患者）

No.	報告日	学部等	学科	学年	性別	氏名	学生番号	年齢	症状等の現れた日	陽性（検査結果等）判明日	最終入構日	保健所からの連絡	療養期間		留学生関係			
															区分	国籍	住居種別	
1														～				
2														～				
3														～				
4														～				
5														～				

※ 濃厚接触者等については報告書の提出を求めませんが、クラスター認定等に関連し、学生支援課及び総務課リスクマネジメント担当から情報提供を求める場合がありますので、各部局等で管理願います。

## 【記入方法】

1. 報告日：学務部学生支援課へ報告する日を入力してください。
2. 学部等：学部名，学院名を入力してください。
3. 学科等：学科名，コース名を入力してください。
4. 学年：学部生は1～6，修士学生はM1～M2，博士学生はD1～D4を入力してください。
5. 性別：学籍簿上の性別を入力してください。
6. 氏名：学籍簿上の氏名を入力し，姓と名の間は全角で1マス空けてください。
7. 年齢：報告日の年齢を入力してください。
8. 症状等の現れた日：発熱等の症状が出た日，無症状者は検査による陽性判明日を入力してください。
9. 保健所からの連絡：保健所から連絡があった場合は「有」，Web入力により自動で判明した場合等，保健所から連絡ない場合には「無」を入力してください。
10. 療養期間：医療機関から指示のあった療養期間，指示がない場合は発症日翌日を1日目として7日後の期日を入力してください。
11. 区分：「国費」，「私費」の留学生区分を入力してください。

## 濃厚接触者等記録書（部局管理用）

## 1. 学生が濃厚接触等した罹患者の情報

①区分（学内者・学外者・COCOA）		※学内者の場合は、②以下を記載（学外者の場合も必要に応じて確認）
②所属等		
③氏名		

## 2. 濃厚接触者等となった職員の情報

No.	学部等	学科	学年	氏名	学生番号	罹患者との 最終接触日	自宅待機期間	
1							～	
2							～	
3							～	
4							～	
5							～	

注1) 濃厚接触者等記録書は、学生支援課への提出を要しないが、クラスター認定等に関連し、学生支援課から情報提供を求める場合があるため、各部局等で適正に管理すること。

注2) 原則、濃厚接触者等の特定は、当該罹患者からの情報に基づき罹患者発生部局において行うが、罹患者が公認学生団体に所属する、又は恵迪寮か霜星寮に在寮している場合、学生団体内及び学生寮内の濃厚接触者等の特定は学生支援課が行う。

注3) 必要に応じて記録項目（PCR検査受検日、検査結果、症状の有無等）を増やして差し支えない。



学生のみなさんへ

## 新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、同感染症が政令により「指定感染症」として指定されました。これにより、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となることを踏まえ、本学の対応を以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合

#### (1) 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」となります。

#### 出席停止の判断の目安

(厚生労働省ホームページ「相談・受診の目安」\*より)

- ① 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ③ 重症化しやすい者※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者

- ④ 上記以外の者で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

\* 厚生労働省ホームページ（国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

#### (2) 出席停止の期間

- ・ 上記(1)①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合  
学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により、出席停止期間は「治癒するまで」となります。
- ・ 上記(1)②～④の場合  
保健所等の相談窓口へ相談するとともに、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は治癒するまでとなります。それ以外の場合は症状が治まるまでとなります。

#### (3) 出席停止により欠席した授業等の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、快復し登校を

再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

※ オンライン授業については、体調等に支障が無い場合は、出席停止期間中であっても受講することは可能。

#### (4) 罹患等した場合の報告について

新型コロナウイルス感染症に罹患した等、(1) ①～④に該当した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話又は電子メール（登校はしないこと）により、所属部局の事務部に報告してください。

## 2. 学生が濃厚接触者等になった場合

### (1) 対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条に基づき保健所等が実施する積極的疫学調査の結果、濃厚接触者<sup>※1</sup>とされた者
- ② 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）により、陽性者と接触したことが確認された者のうち、発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状があり、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）に表示される「受診・相談センター」へ相談した結果、同センターが指定する医療機関への受診又は行政機関が設置する PCR 検査センターでの検査を指示された者
- ③ 陽性者への聞き取りにおいて、陽性者の接触状況から、濃厚接触者に該当すると思われる者

なお、濃厚接触者の特定にあたっては、別添 1「濃厚接触者の定義について」を参考に所属部局での聞き取り等により判断します。その判断に基づいて、陽性者から濃厚接触者に該当する者へ今後の対応について連絡してください。

- ④ 上記①～③に準ずる者として部局等の長が部局内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者

※ 濃厚接触者等に該当することになった場合は、別添 2「濃厚接触者の待機期間等フローチャート」を参照してください。

### (2) 出席停止

上記 2. (1) に該当する場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により、「出席停止」となります。

### (3) 出席停止の期間

- ① 上記 2. (1) ①、③及び④に掲げる者

濃厚接触者の待機期間は、感染者との最終接触日の翌日から 5 日間です。

なお、同一世帯内で感染者が発生した場合は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間とします。ただし、待機期間の2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（自費検査、体外診断用医薬品を必ず用いること）で陰性を確認した場合は、3日目から出席停止の解除が可能です。

なお、待機期間の初日から7日間は検温などの健康状態の確認を濃厚接触者自身が行ってください。

#### ② 上記2.（1）②に掲げる者

医療機関への受診又は行政機関が設置するPCR検査センターでの検査を指示された日から、医療機関又はPCR検査センターでの検査により新型コロナウイルス感染症に罹患していないことが明らかとなった日又は症状が喪失した日のいずれか遅い日までです。

#### （4）出席停止期間中の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、快復し登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

※ オンライン授業については、体調等に支障が無い場合は、出席停止期間中であっても受講することは可能。

#### （5）出席停止中の健康観察

出席停止の初日から7日間は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状が現れた場合には、医療機関又は保健所等の相談窓口<sup>※2</sup>に相談してください。

※1「濃厚接触者」とは、①患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者、②適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者、③患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者、④手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）をいう。

※2「相談窓口」は、北海道、札幌市又は居住地の自治体のホームページを参照のこと。

[参考：北海道のホームページ]

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/koronasoudantoiawase.html>

### 3. 「罹患等した場合」又は「濃厚接触者等になった場合」以外の事由による出席停止について

上記「1.」及び「2.」以外であっても、学内における感染拡大防止のために、必要と認める期間、出席停止とすることがあります。

#### (1) 出席停止期間中の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

※ オンライン授業については、体調等に支障が無い場合は、出席停止期間中であっても受講することは可能。

#### (2) 出席停止中の健康観察

出席停止の初日から7日間は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状が現れた場合には、医療機関又は保健所等の相談窓口（上記※2）に相談してください。

国立大学法人北海道大学  
(2022年9月9日現在)

## 濃厚接触者の定義について

【本学を含む事業所において、濃厚接触者としてリストアップされる状況】

(前提)

- ① 陽性者と手の触れることのできる距離（約1m以内）
- ② 必要な感染予防策なし（お互いにマスクなし、又は陽性者がマスク着用なし、マスクを正しく着用できていない状態）



①かつ②の状況で、15分以上の「接触があった状態の者」※。

※ 「接触があった状態の者」とは、会話、飲食、喫煙、換気の悪い室内で空間を共有、休憩室で寝具を共有、車に同乗、のうち1つでも該当する者をいう。

（出典：札幌市保健所「接触者のリストアップと対応方法」より抜粋）

(参考) 濃厚接触者とは

感染可能期間（陽性者が発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に陽性者と接触した者のうち、次に該当する者

- ・ 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等から感染の可能性を総合的に判断する）

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より抜粋）

濃厚接触者の待機期間等フローチャート（※北大病院除く）

